

平成30年度 中心市街地活性化関連予算等について

国 土 交 通 省

基本計画の認定と連携した支援措置等

(1) 法に定める特別の措置

○ 中心市街地共同住宅供給事業 【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。

(2) ①認定と連携した特例措置

○ 都市開発資金（用地先行取得資金）

【都市開発資金 10.4億円】

〔中心市街地活性化促進用地〕

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

○ 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

(2) ②認定と連携した重点的な支援措置

○ 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（道路事業）

防災・安全交付金（道路事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））

防災・安全交付金（道路事業（街路））

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

- ・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。
- ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。

○ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等です。（従来のまちづくり交付金）

○ **社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）**

防災・安全交付金（市街地再開発事業等）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

○ **社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）**

防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。

○ **社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）**

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。

○ **社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）**

防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

○ **社会資本整備総合交付金（港湾事業）**

防災・安全交付金（港湾事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（河川事業）
防災・安全交付金（河川事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】
【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）
防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】
【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）
防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】
【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）
防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】
【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）

防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

○ 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）

防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。

○ 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11兆円の内数】

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

- **社会資本整備総合交付金（道路事業）**
防災・安全交付金（道路事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89 兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11 兆円の内数】

中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

- **社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））**
防災・安全交付金（道路事業（街路））

【社会資本整備総合交付金 0.89 兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11 兆円の内数】

- ・ 都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。
- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。

- **社会資本整備総合交付金（河川事業）**
防災・安全交付金（河川事業）

【社会資本整備総合交付金 0.89 兆円の内数】

【防災・安全交付金 1.11 兆円の内数】

認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。

- **民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援**

【基金99億円（平成29年9月における平成29年度末見込み）を
原資に支援（内数）】

民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。

なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

○ 都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）

【都市開発資金 〇円】

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。

なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。

○ 鉄道駅総合改善事業費補助

【国費 22.5 億円の内数】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。

○ 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）

【国費 209.5 億円の内数】

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。

○ 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）

【国費 39.8 億円の内数】

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。

○ 地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）

【都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道）：国費 45.6 億円の内数】

【幹線鉄道等活性化事業費補助：国費 12.9 億円の内数】

大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。

○ 都市鉄道利便増進事業費補助

【国費 116 億円の内数】

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

○ 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備

【国費 178 億円の内数】

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

○ 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

【国費 1.05 億円の内数】

都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成します。